合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領

青森県森林組合連合会

第一　目的

本実施要領は、青森県森林組合連合会（以下「本会」という）が平成18年9月1日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」及び平成21年7月27日に制定した「間伐材チップの確認に関する青森県森林組合連合会自主的行動規範」で規定する「会員等認定実施要領」（以下「実施要領」という）の内容を定めるものである。

第二　本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法及び林野庁が平成21年２月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（令和6年4月改正）により、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする会員等（以下「認定会員」という）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という）の収集・管理・伝達を行う会員等については、本実施要領に基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

第三　会員認定申請書の提出

１　本実施要領に基づく認定を受けようとする会員等は、別記１で定める「会員認定申請書」を本会へ提出しなければならない。

第四　審査及びその結果の通知

１　本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
２　審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
３　本会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五　会員等の認定要件

会員等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）及び間伐材が互いに、又はそれ以外の木材・木材製品（以下「その他木材」という）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材が互いに、又はその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③合法木材及び間伐材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を５年間保存すること。

（責任者の選任）

⑤本取組の責任者が１名以上選任されていること。

⑥国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六　会員認定書の交付及び公表

１　本会は第四に掲げる審査により認定することとされた会員等（以下「認定会員」という）に対して、別記２で定める「会員認定書」を交付するとともに、認定会員として登録し、その名称、代表者名、住所、会員認定番号、認定年月日を公表するものとする。

２　会員認定書の有効期間は認定の日から３年間とする。

第七　証明事項の記載

１　認定会員は、合法木材及び間伐材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エに沿ってGHG関連情報を収集・管理・伝達する。

ア　原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

イ　GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送トラックの最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

ウ　出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する。

エ　入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

２　なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記３、別記４とする。

第八　取扱実績報告及び公表

１　認定会員は、別記で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材及び間伐材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年６月末までに、本会へ報告する。

２　本会は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九　立ち入り検査

本会は、必要に応じて、認定会員による合法木材・間伐材の取扱が適正であるか否かを検査することができるものとし、認定会員は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

第十　認定会員の取り消し

１　本会は、認定会員が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む）に虚偽があったとき。

② 認定会員から認定の取消申請があったとき。

２　本会は、認定を取り消したときは、別記６で定める「認定取消通知書」を当該認定会員に送付するものとする。

附則　　この実施要領は、平成 21 年 7 月 27 日から施行する。

令和 6 年 7 月 27 日から施工する。